平成２８年（フ）第２６７号
北海道上川郡愛別町字南町492番地４　金富団地３号棟３号室
債務者　安住めぐみ
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３０９号
東京都調布市深大寺元町１丁目11番地１深大寺町市街地住宅507号
債務者　山口　勝也
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８５号
沖縄県うるま市字高江洲1260番地１　レオパレスＴＯＭＯ110
債務者　我謝　英美（旧姓兼城）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９２号
沖縄県沖縄市字松本1000番地　ピロティーセジュール203号
債務者　照屋　寛明
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９７号
沖縄県うるま市勝連平安名1046番地２
債務者　東門みゆき
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２１０号
沖縄県うるま市字田場309番地１　川原団地２―105
債務者　辻下　淳子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２７０９号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目６番13号　ライオンズマンション鶴見第２―204
債務者　金子　貴記
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
東京都府中市武蔵台１丁目10番地の２白鳥寮208
債務者　大場　美穂
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９号
静岡県浜松市北区初生町1345番地の３
債務者　杉山　秀介
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘43番29号　ヒルズフジＢ―202号
債務者　河原　信隆
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５７４号
千葉県市川市下新宿８番１号
破産者　大泉　　勉
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３３７号
千葉市中央区東千葉１丁目３番４棟702号
破産者　嶋田　　清
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３５号
千葉県船橋市七林町438番地141
破産者　齋藤　康司
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６０号
千葉県八千代市八千代台北15丁目24番10号　ハピネスＢ棟103号
破産者　森　　直也
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４０号
千葉県船橋市旭町６丁目10番10号　レオパレス旭ヒルズⅡ―110号
破産者　中村　隆一
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５４号
千葉県市原市光風台３丁目192番地
破産者　小原　泰子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
福岡県久留米市津福今町458番地の３
破産者　有限会社ヘルパーステーション菜の花
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部